

財務省告示第七十七号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年二月一日に買入銷却した国債の
 名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年二月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

(別表)

国債の名	記号	総額 面金額の 総額	額 当たり金額の 買入 価格
年債利付国(二庫券)	第二百三十回	十三億円	百円四厘
年債利付国(五庫券)	第十六回	四十一億円	百円五十銭六厘
"	第二十回	六億円	百円四十九銭三厘
"	第二十一回	四十一億円	百円三十五銭四厘
年債利付国(十庫券)	第九十三回	二億円	百円八十八銭五厘
"	第九十四回	二十二億円	百円二十九銭三厘
"	第九十四回	四十億円	百円二十九銭五厘
"	第九十四回	二億円	百円二十九銭六厘
"	第九十五回	四億円	百円十五銭四厘
"	第九十五回	四億円	百円十五銭七厘
"	第九十六回	四億円	百円五十七銭五厘

”	第二百八回	千五百億円	百一十九円九十九銭七厘
合計		千六百七十九億円	